障がい福祉のしおり

新居浜市　地域福祉課

令和７年４月現在

① 身体障害者手帳

問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

身体に障がいのある方が、各種の公的なサービスを利用するために必要な手帳です。身体障害者手帳には、障がいの程度により１級から６級までの等級の区分があります。

障がいの内容

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓）

項　目	手続きに必要なもの
新規交付申請	交付申請書（地域福祉課にあります。） 身体障害者診断書（指定医師のもの） 写真（たて４㎝×よこ３㎝） マイナンバーカード等
再交付申請 ・身体の状態が変わった時 ・再認定を受けなければならない時	再交付申請書（地域福祉課にあります。） 身体障害者診断書（指定医師のもの） 写真（たて４㎝×よこ３㎝） マイナンバーカード等 身体障害者手帳
再交付申請 ・手帳の破損、紛失の場合	再交付申請書（地域福祉課にあります。） 写真（たて４㎝×よこ３㎝） 破損の場合は、破損した手帳 マイナンバーカード等
記載事項変更 ・住所、氏名等に変更があった時	居住地等変更届（地域福祉課にあります。） 身体障害者手帳 マイナンバーカード等
手帳返還 ・死亡、治癒等	手帳返還届（地域福祉課にあります。） 身体障害者手帳 マイナンバーカード等（死亡以外）

※診断書、意見書についての注意事項

身体障害者福祉法の規定による指定医師が作成するものです。

指定医師については、地域福祉課までお問い合わせください。

診断書の有効期限は、診断日から３か月以内です。

② 療育手帳

問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

知的障がい者(児)に対して、一貫した指導、相談を行うとともに援助措置を受けやすくするために療育手帳が交付されます。障がいの程度により、A（最重度、重度、中度)、B（中度、軽度）の分類で交付されます。

項　目	手続きに必要なもの
新規交付申請	交付申請書及び申請調書（地域福祉課にあります。） 写真（たて４㎝×よこ３㎝） マイナンバーカード等
障がい程度確認申請 ・再判定 ・障がいの程度が変わった時	交付申請書及び申請調書（地域福祉課にあります。） 写真（たて４㎝×よこ３㎝） マイナンバーカード等 療育手帳
再交付申請 ・手帳の破損、紛失の場合	再交付申請書（地域福祉課にあります。） 写真（たて４㎝×よこ３㎝） 破損の場合は、破損した手帳 マイナンバーカード等
記載事項変更 ・住所、氏名、保護者等に変更があった時	記載事項変更届（地域福祉課にあります。） 療育手帳 マイナンバーカード等 ※県外から転入の場合、加えて以下のものが必要です。 交付申請書及び申請調書（地域福祉課にあります。） 申出書（地域福祉課にあります。） 写真（たて４㎝×よこ３㎝）
手帳返還 ・死亡、障がいの消失等	手帳返還届（地域福祉課にあります。） 療育手帳 マイナンバーカード等（死亡以外）

③ 精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

精神障がい者の社会復帰の促進・自立と社会参加の促進を図ることを目的としてつくられた手帳です。精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加へ制限があるものを対象としており、初診から６か月以上経過すると申請可能です。障がいに応じて等級があり、１級から３級に区分されています。

項　目	手続きに必要なもの
新規交付申請	交付申請書（地域福祉課にあります。） 医師の診断書または障害年金（精神）証書の写し 同意書（年金証書の写しで申請するとき） 写真（たて４㎝×よこ３㎝） 印鑑・マイナンバーカード等
更新申請 ※２年ごとの更新が必要 ※３か月前から申請可能	交付申請書（地域福祉課にあります。） 医師の診断書または障害年金（精神）証書（平成９年１月１日以降の日付のもの）の写し 同意書（年金証書の写しで申請するとき） 印鑑・マイナンバーカード等 精神障害者保健福祉手帳 写真（たて４㎝×よこ３㎝）
再交付申請 ・手帳の破損、紛失の場合	再交付申請書（地域福祉課にあります。） 写真（たて４㎝×よこ３㎝） マイナンバーカード等 破損の場合は、破損した手帳
記載事項変更 ・住所、氏名等に変更があった時	記載事項変更届（地域福祉課にあります。） マイナンバーカード等 精神障害者保健福祉手帳
手帳返還 ・死亡、治癒等	手帳返還届（地域福祉課にあります。） マイナンバーカード等 精神障害者保健福祉手帳

④ 医療費の助成

（１）重度心身障がい者医療　　問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

重度心身障がい者の健康管理の向上や生活の安定のため、病院等での医療費について公費で助成する制度です。

対象者

○身体障害者手帳１・２級所持者
○療育手帳Ａ所持者
○身体障害者手帳と療育手帳の両方所持者
※新居浜市の住民基本台帳に記載されている者で、かつ医療保険各法の被保険者・被扶養者（生活保護法の適用者は除く）に限る。

（２）特定疾病療養受療証の交付　　問い合わせ先　　加入医療保険

療養に要する期間が長く、高額な治療を継続して受けなければならない病気の場合は、自己負担額が 10,000 円まで（但し、７０歳未満の上位所得者については、自己負担が 20,000 円まで）となります。

対象疾病

○人工透析を行う必要のある慢性腎不全
○血友病
○抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに限る）

（３）自立支援医療（更生医療）　　問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

身体に障がいがある１８歳以上の者に対し、手術等の治療によって障がいを取り除いたり軽くしたりする医療で、かつ確実な治療効果が期待できる場合に、更生のために必要な医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。

対象者

身体障害者手帳所持者（１８歳以上の者）で身体障害者更生相談所で更生医療対象と判定された者

主な対象医療

○角膜移植術
○人工関節置換術
○外耳道形成術
○ペースメーカー植え込み術
○人工透析療法
○腎移植術
○抗体ＨＩＶ療法
○人工内耳
○肝移植術　など

（４）自立支援医療（育成医療）　問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

身体に障がいのある児童に対し手術等の治療によって障がいを取り除いたり、軽くしたりする医療で、かつ確実な治療効果が期待できる場合に、生活の能力を得るために必要な医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。

対象者

身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる者（１８歳未満の者）

主な対象医療

○角膜移植術
○人工関節置換術
○外耳道形成術
○ペースメーカー植え込み術
○人工透析療法
○腎移植術　など

（５）自立支援医療（精神通院医療）問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

精神疾患による精神科の通院にかかる医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。

入院の医療費は対象となりません。

対象者

何らかの精神疾患（てんかんを含む）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者

（６）難病医療費助成制度

問い合わせ先　　西条保健所　健康増進課　TEL：56-1300（東予地方局内）

難病法に基づく疾病について、医療費の一部公費負担が受けられます。

対象者

対象疾病患者で、認定基準を満たしている場合

（７）小児慢性特定疾病医療費助成制度

問い合わせ先　　西条保健所　健康増進課　TEL：56-1300（東予地方局内）

小児の慢性の疾患のうち国の指定する対象疾病について、医療費の一部公費負担が受けられます。

対象者

１８歳未満の児童（１８歳到達時点においてこの事業の対象で、かつ、１８歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、２０歳到達まで）

（８）後期高齢者医療制度　問い合わせ先 新居浜市役所　国保課：後期高齢医療 TEL：65-1170

一定の障がいがある６５歳以上７５歳未満の方は、７５歳以上の方と同様に後期高齢者医療制度の対象者になります。自己負担割合や保険料など、くわしくは国保課でお尋ねください。

対象者

○身体障害者手帳１～３級および４級の一部に該当する方

４級の一部とは、音声・言語機能障がいと下肢障がいの一部（両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の２分の１以上欠くもの、一下肢の機能の著しい障がい）を言います。

○療育手帳Ａ

○精神障害者保健福祉手帳１・２級所持者

⑤ 税金の控除・減免・公共料金の割引

種類（取扱）	内　　容
所得税 （税務署） TEL：33-4145	障がい者本人または扶養義務者の方が対象となります。確定申告か年末調整の際に手続きしてください。 ※税務署へ申告相談等を行う場合は、事前予約等が必要となります。 ※相続税についても税務署でお尋ねください。
市県民税 （市役所課税課 市民税係） TEL：65-1224	◎特別障害者控除 身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａ、精神障害者手帳１級 ◎障害者控除 身体障害者手帳３～６級、療育手帳Ｂ、精神障害者手帳２～３級
自動車税（種別割） （東予地方局） TEL：56-1300	障がい者本人または生計同一者が運転し、専ら障がい者のために利用されていると認められる場合、減免の対象となります。ただし、１８歳以上の身体障がい者については、本人名義の自動車に限ります。
軽自動車税(種別割) （市役所課税課 軽自動車担当） TEL：65-1224	自動車税の減免の基準は、本人運転の場合と、生計同一者の運転の場合とでは異なります。また、障がいの等級、内容によっても該当するかどうかが異なります。 必ず市役所地域福祉課または課税課（軽自動車担当）でお尋ねください。 ＊軽自動車については、例年市政だより５月号に詳細を掲載予定
自動車取得税(環境性能割) （愛媛陸運支局） （軽自動車検査協会）	上記の税が免除になる自動車を、当該障がい者または生計同一者が取得する場合は減免の対象となります。 取扱：普通車　－愛媛陸運支局　TEL：089-956-1561 軽自動車－軽自動車検査協会（愛媛事務所）TEL：089-975-6730
その他税金 （東予地方局） TEL：56-1300	重度の視覚障がい者が行うあんま・はり等医業に類する事業税や障害者手帳の交付を受けている方のゴルフ場利用税があります。くわしくは東予地方局でお尋ねください。
ＮＨＫ 放送受信料の減免 （市役所 地域福祉課） TEL：65-1237	◎全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の世帯。 ◎半額免除 世帯主でＮＨＫの契約者が、身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神障害者手帳１級、視覚障がい・聴覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの方の場合。 ※毎年、免除基準に該当しているか見直しをします。対象外となりましたら、受信料を支払っていただくようになります。
ケーブルテレビ 利用料の減免 （市役所 地域福祉課） TEL：65-1237	視覚障がい者、聴覚障がい者の１，２級の方が契約している場合。 ＴＶ１台目コンバーター月額利用料のうち1,000円を免除

⑥ 運賃等の割引

切符購入の際（お金を払う際）に手帳を提示して割引を受けてください。
運賃の割引については、障害者手帳に記載されている旅客運賃割引の種別をご覧ください。

（１）ＪＲ運賃の割引

種　別	割引対象者	割引率
第１種障害者 療育Ａ	本人と介護者（１人） （本人が単独で乗車する場合は、片道 100 ㎞を超える場合の普通乗車券のみ）	５割引 （普通乗車券、定期乗車券 普通急行券、普通回数券）
第２種障害者 療育Ｂ	本人が単独で片道 100 ㎞を超える場合	５割引 （普通乗車券）

（２）バス及び電車運賃の割引

種　別	割引対象者	割引率
第１種障害者・療育Ａ	本人と介護者（１人）	５割引
第２種障害者・療育Ｂ 精神障害者手帳（バスのみ）	本人のみ	

（３）航空運賃（国内線）の割引

種　別	割引対象者	割引率
身体障害者手帳、療育手帳 及び精神障害者手帳	本人と介護者（１人）	各事業者が 設定する額。

（４）旅客船運賃の割引

種　別	割引対象者	割引率
第１種障害者・療育Ａ 精神１級	本人と介護者（１人）	各事業者が 設定する額。
第２種障害者・療育Ｂ 精神２級	本人のみ	

※精神３級は一部の事業者で割引あり。（詳細は各旅客船事業者にお問い合わせください）

（５）タクシー運賃の割引

割引対象者	割引率
身体障害者手帳又は療育手帳を交付されている方	１割引
精神障害者手帳を交付されている方（※詳細は各タクシー事業所にお問い合わせください。）	愛媛県東中予内で利用の場合1割引

（６）有料道路の割引　　問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

種　別	割引となる場合	割引率
第１種障害者 療育Ａ	本人が運転する場合又は障がい者を乗せて介護者が運転する場合	５割引
第２種障害者	本人が運転する場合（療育手帳Ｂは**対象外**）	

＊割引を受ける場合は、地域福祉課にて申請が必要です。登録する自動車がない場合でも申請いただけます。

ＥＴＣを利用しない場合 ①　～　③	①　身体障害者手帳又は療育手帳 ②　登録を希望される自動車の車検証 ③　運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） ④　ＥＴＣカード（原則として障がい者本人名義のものに限る） ⑤　車載器の「ＥＴＣセットアップ申込書・証明書」
ＥＴＣを利用する場合 ①　～　⑤	

⑦ 障がい福祉サービス

障がいにより日常生活上に支援が必要な方や、自立へ向けた知識や技術の習得に支援が必要な方に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスの支給決定を行います。サービスを利用するには、事前の申請手続きが必要になりますので、地域福祉課か相談支援事業所（Ｐ．１６⑫）へご相談ください。

訪問系サービス

居宅介護 （身体介護、家事援助、通院等介助）	入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービス、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行したが、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続を図るために企業・自宅等への訪問や指導・助言等を行います。

日中活動系サービス

生活介護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
療養介護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
自立訓練 （機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 （雇用型・非雇用型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

居住系サービス

共同生活援助 （グループホーム）	日中に就労や就労継続支援等のサービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、日中活動系サービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

地域相談支援

地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している人を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

障がい児通所支援

児童発達支援	障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児又は今後通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

計画相談支援・障害児相談支援

サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成やサービス事業所等との連絡調整、利用状況を検討し計画の見直し（モニタリング）を行う等、利用者の適切なサービス利用に向け、きめ細かな支援を行います。サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成、モニタリングは特定相談支援事業所が行います。

特定相談支援事業所名	住　　所	電話番号
どんでんどん	下泉町２－７－２５	４０－８７１６
まさき育成園	大生院１６８６	４１－６１９１
生活支援センターわかば	本郷１－２－２２	６６－８８００
まごころの会	角野新田町１－１－２８（十全ユリノキ病院内）	４７－６６８２
新居浜市社会福祉協議会障がい者相談支援事業所	高木町２－６０	３７－０７０２
生活支援センターこだま	喜光地町１－６－３５	４７－５１５１
支援センターあゆみ苑	西の土居町２－８－１２	３３－４６５５
こども相談支援フリーネット	北新町２－３７	４７－０６６３
相談支援センターすみれ	新須賀町３－１－５０	３２－１０５５

難病等の方々の障がい福祉サービス等の申請について

平成２５年４月に施行された障害者総合支援法で、障がい者の範囲に難病等の方々が加わることとなったため、対象となる方々は身体障害者手帳等の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等※の受給が可能となりました。（令和６年４月１日から３６９疾病に拡大されました。）

※障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス、相談支援、補装具費・日常生活用具費の給付、移動支援、日中短期入所支援、障がい児通所支援及び障がい児入所支援、手話通訳者・要約筆記者派遣事業

障がい福祉サービスの申請につきましては、指定難病に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証等）を持参の上、地域福祉課の窓口で手続きをしてください。その後、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービス等を利用できることになります。

日常生活用具や補装具等の申請につきましては、意見書等の提出が必要となる場合があります。詳しくは市役所地域福祉課までお問い合わせください。

⑧ 補装具・日常生活用具

（１）補装具　　問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

体の失われた部分や思うように動かすことのできない部分を補って、日常生活や社会生活をしやすくするために補装具の購入、修理、貸与にかかる費用について補装具費の支給を行います。障がい部位の手帳を持っている方及び難病等の方々が対象ですが、支給要件がありますので、必ず地域福祉課窓口でご相談ください。

（２）日常生活用具　　問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具、ストーマ装具、紙おむつ等の支給を行います。障がい部位の手帳を持っている方及び難病等の方々が対象ですが、支給要件がありますので、必ず地域福祉課窓口でご相談ください。

居宅生活動作補助用具（住宅改修）

在宅の重度身体障がい者が住宅を改修して日常生活の不便を解消する際、その経費の一部を助成します。居宅生活動作補助用具の給付は原則１回です。

〇下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変により運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する身体障がい者であって障がいの程度が３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい２級以上の者）

〇難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者

※ただし、介護保険優先のため、介護保険該当者は対象外

〈基準額〉　200,000 円以内

⑨ 障がい者のための福祉制度等

問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

（１）身体障がい者等訪問入浴サービス事業

通所による入浴支援が困難な介護保険適用外の在宅の重度身体障がい者等に対して、自宅において訪問入浴車による入浴サービスを行います。

（２）自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が就労等の社会参加のため必要とする場合に、教習所で第１種普通運転免許を取得するための費用の一部を助成します。

〇運転免許取得後、６か月以内の申請

〈助成額〉　授業料の２分の１　　100,000 円以内

（３）身体障がい者自動車改造費助成事業

身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の操向及び駆動装置の一部の改造に要する経費を助成します。

〇上肢、下肢又は体幹機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者

〇就労等社会参加のために自らが所有し、運転する自動車の改造を必要とする者

〇免許証に「アクセル・ブレーキは手動式に限る」等の改造を必要とする条件が記されていること

〈助成額〉　１件　100,000 円以内

（４）日中短期入所事業

障害者支援施設等において、宿泊を伴わない短期入所により、障がい者等を日中に一時預かりし必要な支援を行います。

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等

（５）移動支援

屋外での移動が困難な障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

○身体障害者手帳（視覚障がい者又は全身性障がい者）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等

（６）手話通訳者・要約筆記者派遣事業

問い合わせ先　新居浜市障がい者福祉センター　TEL：33-3341　FAX：37-1710

聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の方が、公的機関や医療機関等を利用するときに必要に応じて手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣制度を利用することができます。

（７）成年後見制度利用支援事業

判断能力の不十分な知的・精神障がい者に対し、本人の代理人として財産の管理などを行う成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合に、市が申立てを行ったり、申立てに要する経費や後見人等の報酬の負担が困難な場合にこれらの費用の助成を行います。

（８）点字・声の広報等発行事業

問い合わせ先　新居浜市障がい者福祉センター　TEL：33-3341　FAX：37-1710

視覚障がいの方のために点訳・音訳による市の広報や公的文書などを作成することで、生活する上で必要な情報を提供します。希望者には郵送で送付します。

（９）重度障がい者（児）タクシー利用助成事業

在宅の重度障がい者（児）へタクシー利用料金の一部（１枚につき 250 円、１回の乗車につき最大２枚まで使用可能）を助成します。市内を事業区域とする登録タクシー会社で利用できます。

○身体障害者手帳１級～２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている者が対象

○１人につき１か月分を４枚として申請した月分から交付

(10)Ｎｅｔ１１９緊急通報システム

問い合わせ先　消防本部 通信指令課　TEL：65-1285　FAX：34-1179

聴覚・言語機能の障がいの方が、口頭で答えることなくスマートフォンや携帯電話の操作によって、現在の居場所、利用者の氏名や住所などの情報が送信され、救急や火災の緊急通報を行うことができるシステムです。事前に通信指令課での登録が必要になります。

(11)パーキングパーミット制度

障がいのある方、要介護認定を受けている方、あるいは出産前後やけがで一時的に歩行が困難な方に対して、パーキングパーミット（利用証）を交付し、施設の身体障害者等用駐車場の適正な利用を働きかける制度です。

(12)ヘルプカード

障がいのある方や病気やけが、妊娠初期の方など、外出先や避難先で周囲の配慮や手助けが必要になる方に対して、ヘルプカードを配布します。(ヘルプカードとは、障がいのある方等が災害時や外出時に必要な支援や配慮を受けられるように、困り事や手助けの方法などを書いて携帯することで、周囲に理解や手助けを求めるためのカードです。)

(13)ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマークを配布します。(ヘルプマークとは、障がいのある方等が災害時や外出時に必要な支援や配慮を受けられるように、カバン等に付けて携帯することで、周囲に支援や配慮を必要としていることを知らせるマークです。)

(14)避難行動要支援者名簿

身体障害者手帳１・２級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳１・２級の手帳を所持している方は、避難行動要支援者名簿に登録することができます。そのためには、事前に「避難行動要支援者名簿申請書兼個別避難計画」を提出する必要があります。

(15)携帯型ヒアリングループシステム

聴覚障がいや難聴の方が、講演会や説明会などに参加される際の聞こえの補助として、携帯型ヒアリングループシステムの貸出しを行います。事前に地域福祉課への申請が必要になります。

(16)生活福祉資金の貸付　　問い合わせ先　　新居浜市社会福祉協議会　TEL：32-8129

障がい者世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにするための各種貸付制度があります。

(17)電話リレーサービス

問い合わせ先　日本財団電話リレーサービス　FAX：03-6275-0913　電話：03-6275-0912

聴覚や発話に困難のある方と聞こえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、電話で双方向につなぐサービスです。２４時間３６５日、双方向で利用、緊急通報機関への連絡も可能です。利用するためには、利用者登録が必要になります。

(18)ふれあい収集　　問い合わせ先　　新居浜市　廃棄物対策課　TEL：65-1252

家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、他者からごみ排出の協力が得られないなどの障がいのある方等を対象に、ごみの戸別訪問収集（週１回　※大型ごみ以外）を行う制度があります。詳しくは廃棄物対策課へおたずねください。

(19)ミライロ ID

障害者手帳の情報をスマートフォンに取り込み、指定の施設等でスマートフォンを提示することで割引が受けられる等のサービスです。あらかじめ登録が必要になります。

新居浜市内の公共施設でも利用できます。他に利用可能な施設等については、ミライロ ID のホームページをご覧ください。

(20)公営住宅等への入居

問い合わせ先　県営住宅：東予地方局　建築指導課　TEL：56-1300（内線 416）
市営住宅：新居浜市役所　建築住宅課　TEL：65-1277

障がい者又は障がい者がいる世帯が公営住宅に入居する場合に一定の優遇措置が受けられる場合があります。

詳細は住宅を管理する県又は市の住宅担当課までお問い合わせください。

また、公営住宅に限らず、障がいのある方等に対し、住宅へ円滑に入居できるサポートを行う愛媛県居住支援協議会（TEL：089-968-2280）もあります。

(21)郵便等による不在者投票　問い合わせ先　新居浜市選挙管理委員会　TEL：65-1311

区　分	対　象　者
郵便等による不在者投票ができる障がい者	・両下肢、体幹、移動機能の障害（１級・２級） ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害（１級・３級） ・免疫、肝臓の障害（１～３級）
上記のうち、代理記載をさせることができる障がい者	・上肢、視覚の障害（１級）

(22)投票所へのタクシーによる移動支援

問い合わせ先　新居浜市選挙管理委員会　TEL：65-1311

投票日当日に自宅等から投票所への往復に利用できる「投票所支援専用タクシー乗車券」を交付します。

【制度利用対象者】

・身体障害者手帳（１級又は２級）・療育手帳（A）・精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者

※介助者・介護者又はその家族の方も所持者と同乗する場合利用できます。

※新居浜市重度障害者（児）タクシー利用助成事業において助成対象外となっている施設に入所中の人を除きます。

(23)その他

このほかにも、施設使用料（入場料）や携帯電話基本使用料等の割引等が受けられる場合がありますので、各種制度を利用する際には手帳をご提示ください。

⑩ 年金・手当

（１）障害年金

問い合わせ先　　新居浜市役所　市民課 TEL：65-1232　新居浜年金事務所　TEL：35-1300

病気やけがで障がいが残ったときや、２０歳前の事故や疾病等により政令で定められている障がいの状態になった場合に、障害年金が支給されます。

受給要件

○２０歳前や国民年金または厚生年金加入期間である間に、障がいの原因となった傷病の初診日があること。（初診日が６５歳以上だと請求できません。）

○障がい認定日（初診日から１年６か月を経過した日または、１年６か月以内に症状固定した日）において、国民年金・厚生年金の障がいの等級に該当していること。

○保険料の納付要件を満たしていること

（２）特別障害者手当

問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL:65-1237

精神または身体に著しい重度の障がいが重複しているため、日常生活において常時特別の介護を必要とする２０歳以上の在宅の方に手当が支給されます。

支給要件

○毎年の所得が一定の額以下であること

○施設に入所していないこと

○病院等に継続して３か月を超えて入院していないこと

（３）障害児福祉手当

問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL：65-1237

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする、２０歳未満の在宅の児童に手当が支給されます。

支給要件

○毎年の所得が一定の額以下であること

○施設に入所していないこと

○障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと

（４）特別児童扶養手当

問い合わせ先　　新居浜市役所　こども未来課 TEL:65-1242

政令で定められる程度の障がいの状態にある２０歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。

支給要件

○児童が児童福祉施設等に入所していないこと

○児童が障がいを理由として公的年金を受給していないこと

（５）心身障害者扶養共済制度

問い合わせ先　　新居浜市役所　地域福祉課 TEL:65-1237

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給し、心身障がい者の将来に対する保護者の不安軽減を図ることを目的とした任意加入の制度です。加入するには条件等がありますので、地域福祉課窓口でご相談ください。

⑪ 障がい者相談員

（１）身体障がい者相談員

氏　　名	団体名	自宅住所	自宅電話番号
伊藤　久紀		郷３－５－１	４５－１０４４
小川　洋一	新居浜市難聴者協会	萩生１６２０－８３	090-7781-9938
三木　章市	心臓友の会	中村２－３－６１	４１－６３２１

（２）知的障がい者相談員

氏　　名	自宅住所	自宅電話番号
野山　雅恵	中村２－１４－１１	４１－３７７１
三木　由紀子	篠場町１１－５０	４３－０８４３

⑫ 委託相談支援事業所

在宅で生活している障がい者の方々の相談に応じたり、必要な福祉サービスが受けられるようにお手伝いします。

事　業　所　名	住　　所	電話番号
支援センターあゆみ苑	西の土居町２－８－１２	３３－４６５５
新居浜市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所	高木町２－６０	３７－０７０２
指定特定・障害児相談支援事業所 まさき育成園	大生院１６８６	４１－６１９１
生活支援センターわかば	本郷１－２－２２	６６－８８００
まごころの会	角野新田町１－１－２８	４７－６６８２
どんでんどん	下泉町２－７－２５	４０－８７１６

⑬障がい者虐待防止センター

障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援などの相談は、障がい者虐待防止センターまでお寄せください。

事　業　所　名	住　　所	電話番号
障がい者虐待防止センター （えひめ権利擁護センター新居浜内）	西町２－３	２７－６８４３

⑭障がい者就業・生活支援センター

就業に向けての相談や援助、日常生活や社会生活での支援などの相談は、障がい者就業・生活支援センターまでお寄せください。

事　業　所　名	住　　所	電話番号
障がい者就業・生活支援センターエール	本郷１－２－２２	６６－８８００

また、公共職業安定所（ハローワーク）等でも就労支援制度がありますので、詳しくは各窓口にお尋ねください。

この冊子は、令和６年４月を基準として、新居浜市にお住まいの障がいのある方やそのご家族の方々が利用できるサービスの内容を紹介したものです。記載内容は最小限にとどめてあります。

なお、愛媛県が作成している「障がい者福祉のしおり」には、この冊子に記載していないサービス等が掲載されておりますので、愛媛県ホームページをご覧ください。

各々の制度等の詳細につきましては、各窓口にお問い合わせください。なお、サービス内容等は、その都度変更されることがあります。

何かお困りのことがありましたら、下記までご連絡・ご相談ください。

〒７９２－８５８５
新居浜市一宮町一丁目５番１号
新居浜市役所　地域福祉課
ＴＥＬ　０８９７－６５－１２３７
ＦＡＸ　０８９７－３７－３８４４